

精神障害者地域移行支援事業

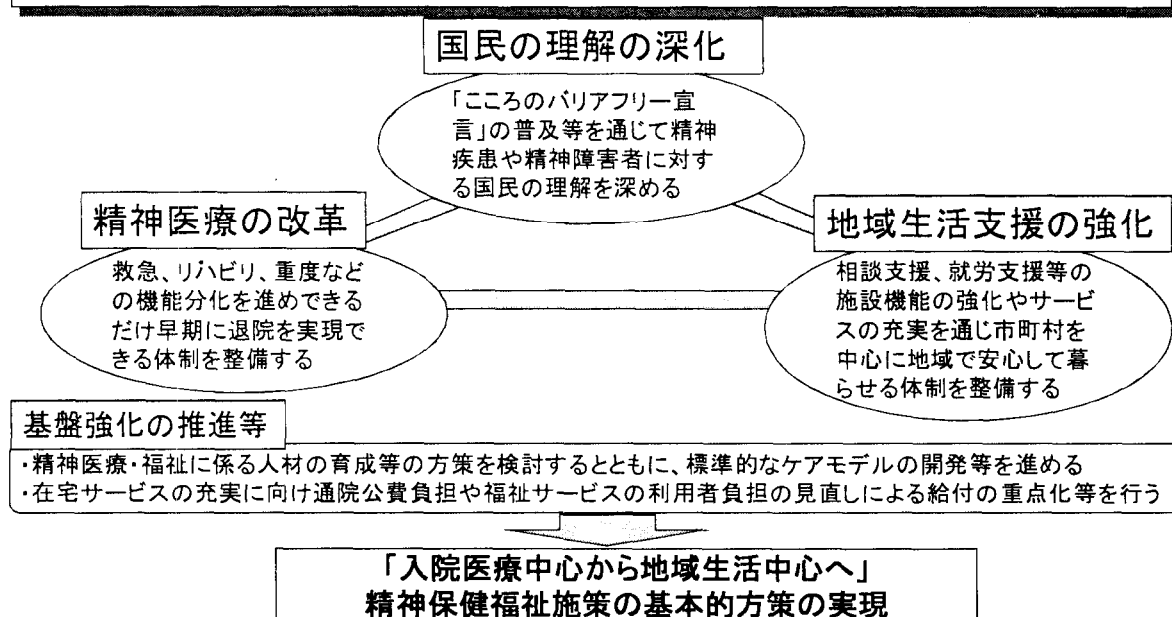
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

精神障害者地域移行支援事業

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

精神保健医療福祉の改革ビジョン（H16.9）の枠組み

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、
①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。



※上記により、今後10年間で必要な精神病床数の約7万床減少を促す

① 国民意識変革の達成目標

精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることについての認知度を90%以上。

※ 精神疾患を正しく理解し、態度を変え行動するという変化が起きるよう精神疾患を自分自身の問題として考える者の増加を促す。

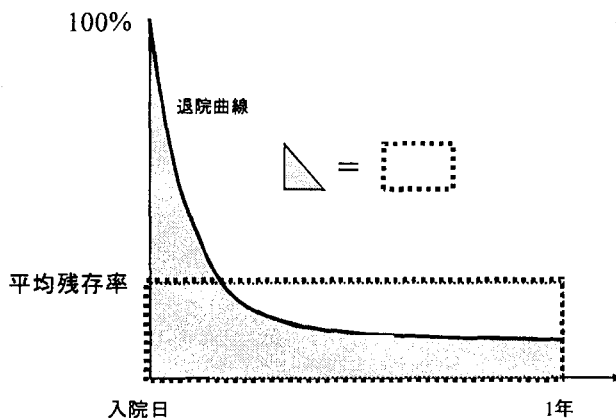
② 精神保健医療福祉体系の再編の達成目標

- 各都道府県の平均残存率(1年未満群)を24%以下
- 各都道府県の退院率(1年以上群)を29%以上。

※1 新規に入院する患者については、入院中の処遇の改善や患者のQOL（生活の質）の向上を図りつつ、できる限り1年以内に速やかに退院できるよう良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制整備を促す。

※2 既に1年以上入院している患者については、本人の病状や意向に応じて、医療（社会復帰リハビリテーション等）と地域生活支援体制の協働の下、段階的、計画的に地域生活への移行を促す。

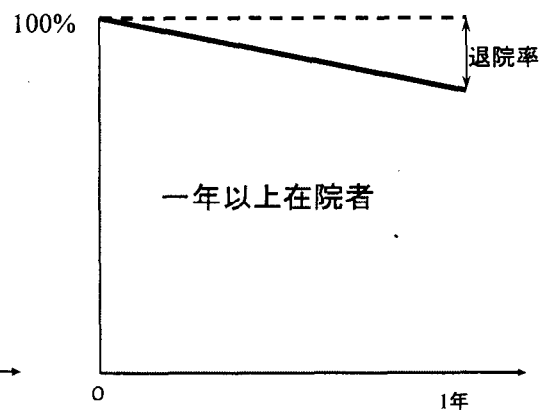
平均残存率(一年未満群)



1年以内の退院(残存)曲線が囲む面積と同じとなるよう、各月の残存率を平均したもの。

平均残存率に毎年の新規入院患者数を乗じて得た数は、1年以内入院患者にかかる必要病床数となる。

退院率(一年以上群)

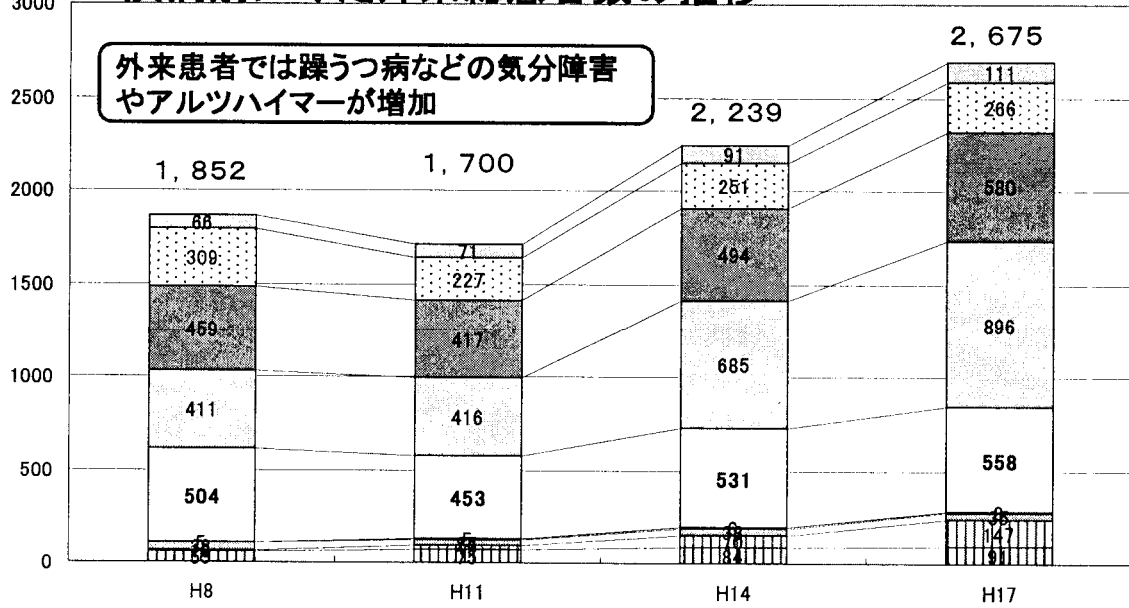


1年以上の在院患者から退院する者の数を1年以上の在院患者数で除したもの。

退院率に1年以上の在院患者数を乗じて得た数は、1年以上の在院患者からの毎年の退院数となる。

(千人)

疾病別にみた外来総患者数の推移

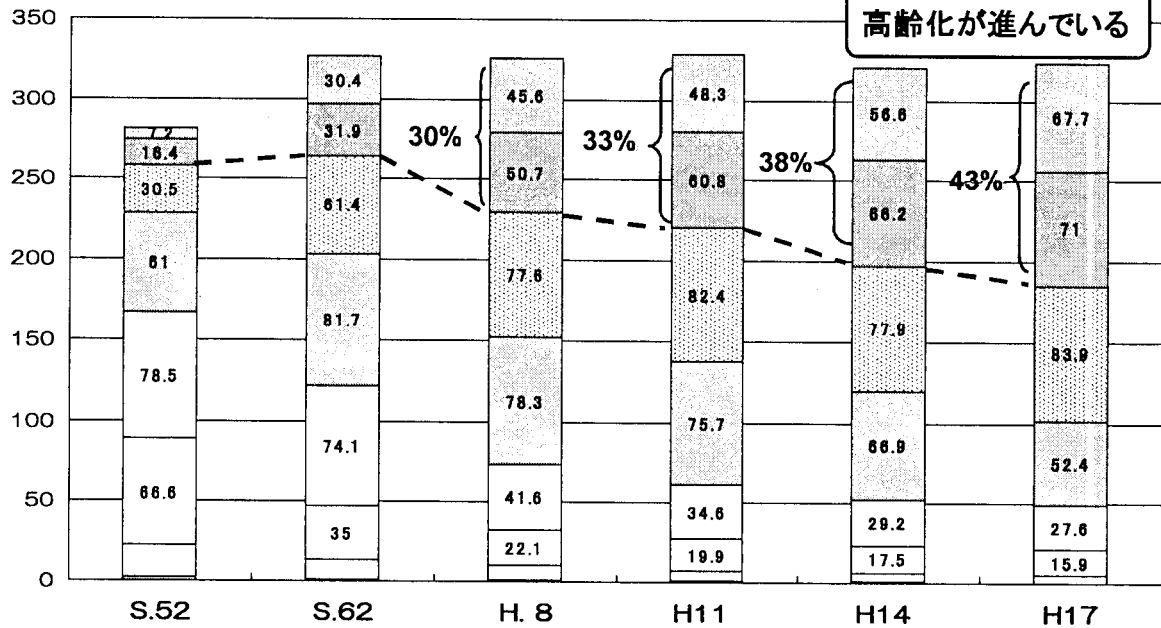


- 血管性及び詳細不明の認知症
- アルツハイマー病
- アルコール使用<飲酒>による精神及び行動の障害
- その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- 気分[感情]障害(躁うつ病を含む)
- 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- てんかん
- その他の精神及び行動の障害

資料: 患者調査

(千人)

入院患者の年齢分布

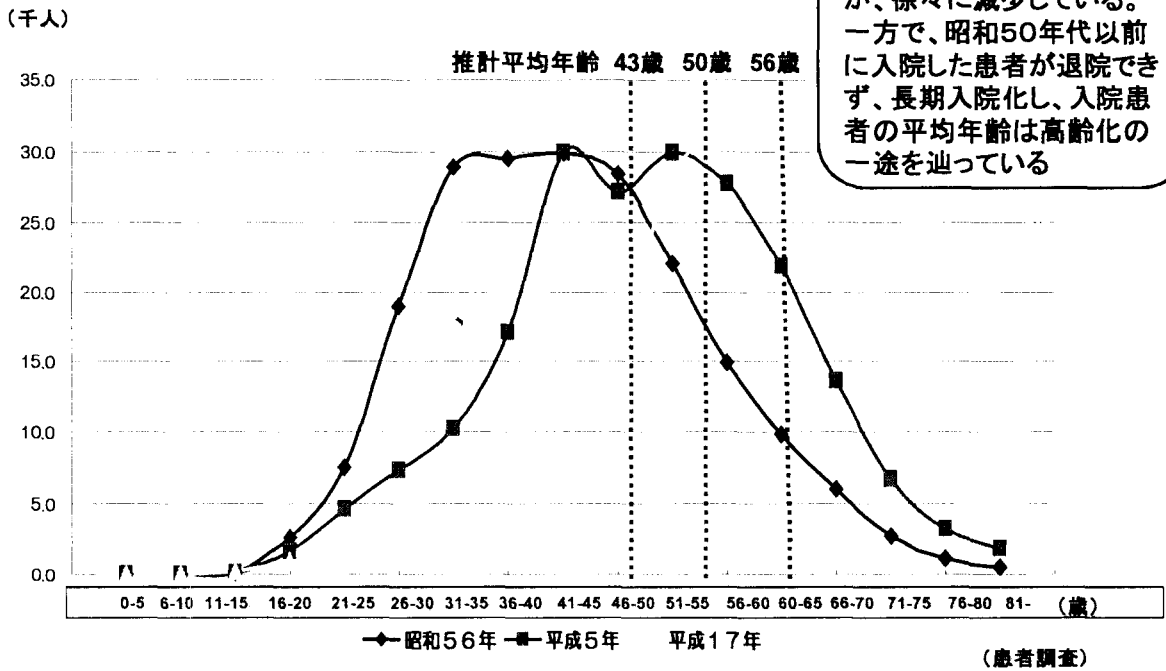


高齢化が進んでいる

- 0~14歳
- 15~24歳
- 25~34歳
- 35~44歳
- 45~54歳
- 55~64歳
- 65~74歳
- 75歳~

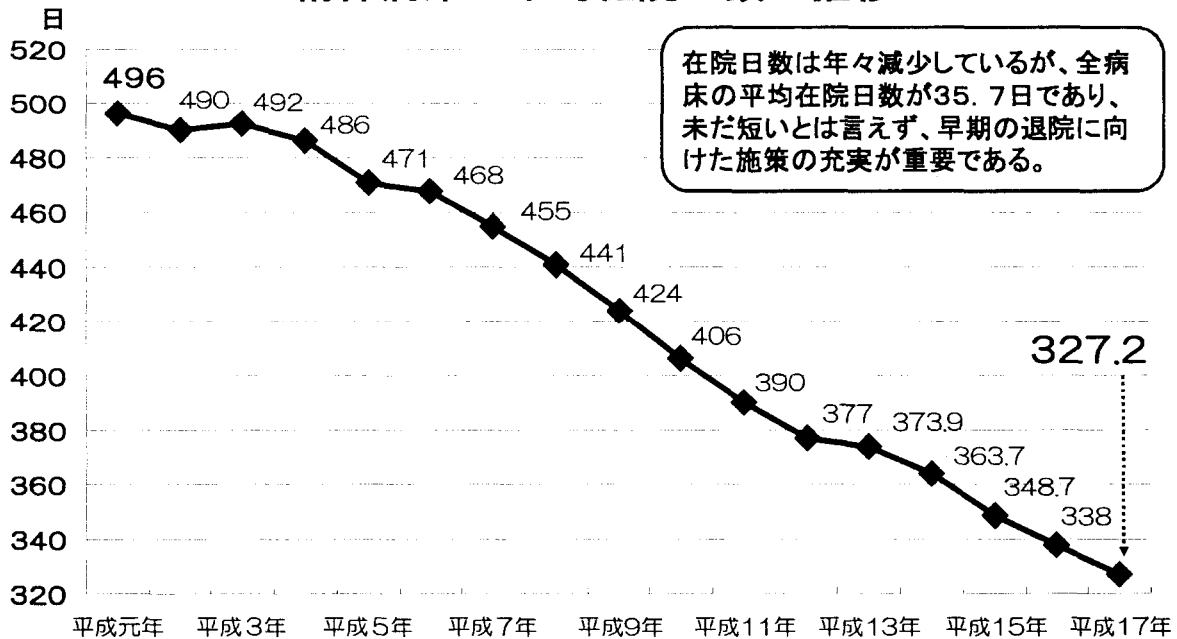
出典: 患者調査

精神病床における年齢階級別の統合失調症の推計入院患者



医療技術の進歩により統合失調症の新規の入院患者が、徐々に減少している。一方で、昭和50年代以前に入院した患者が退院できず、長期入院化し、入院患者の平均年齢は高齢化の一途を辿っている

精神病床の平均在院日数の推移

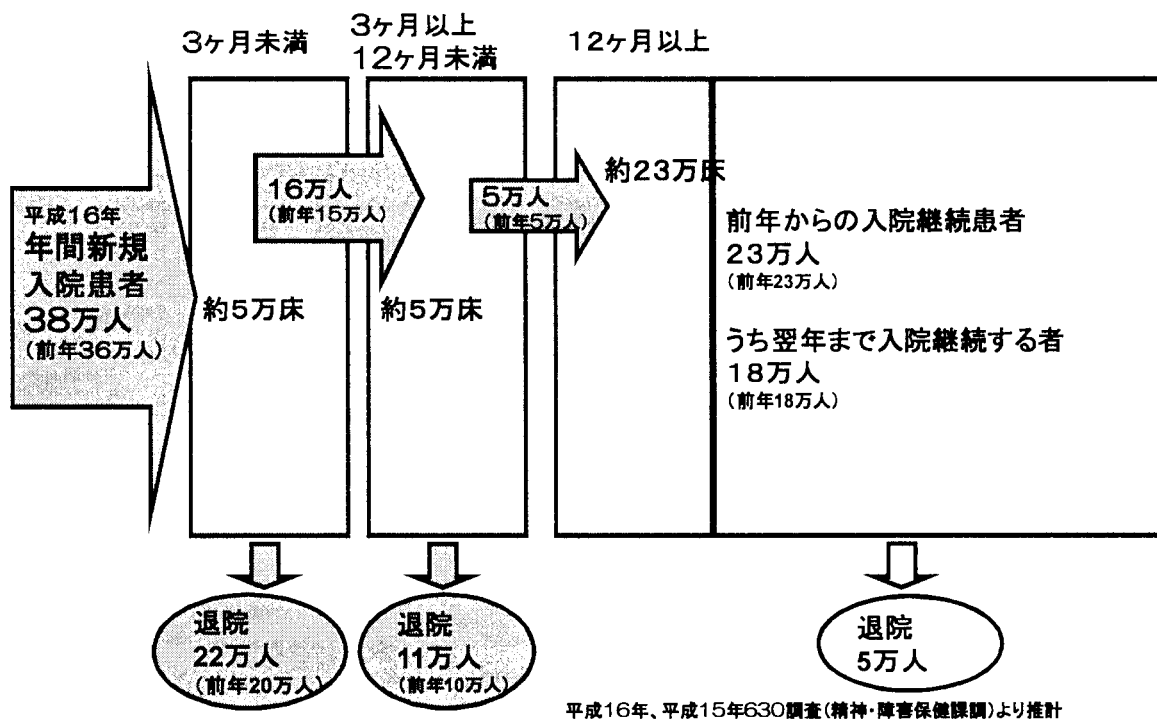


資料:厚生労働省 病院報告

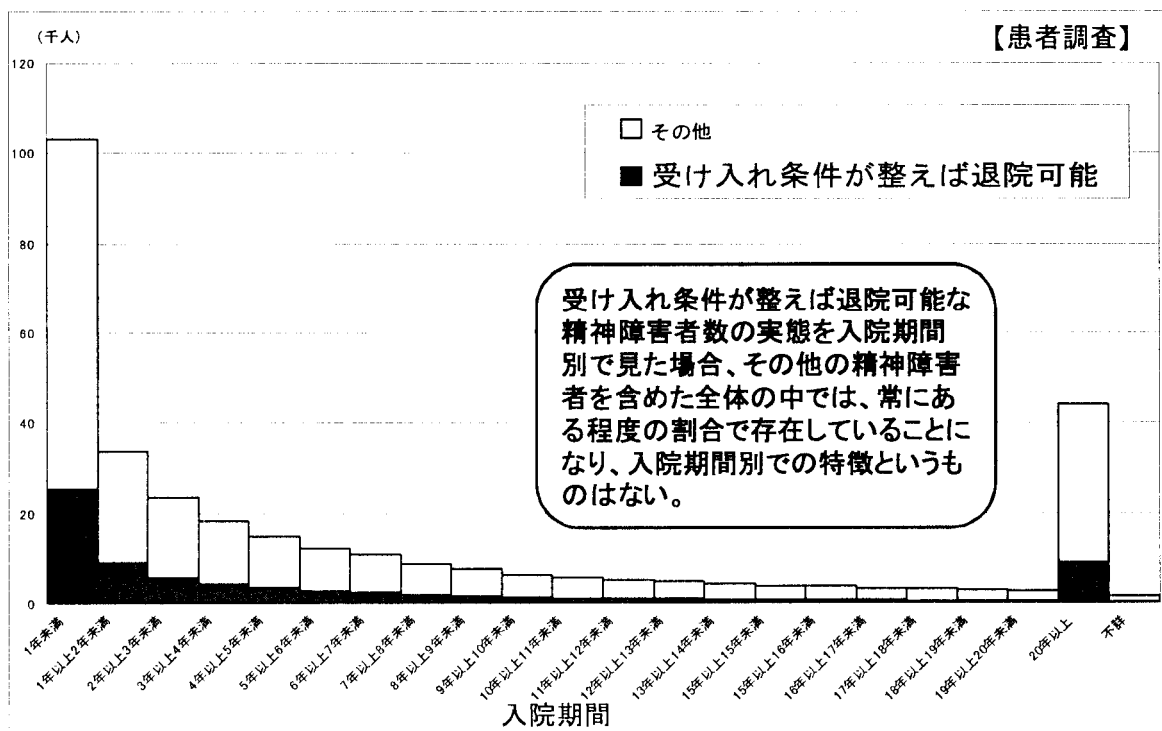
年間在院患者延数

$$\text{※平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\frac{1}{2} \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

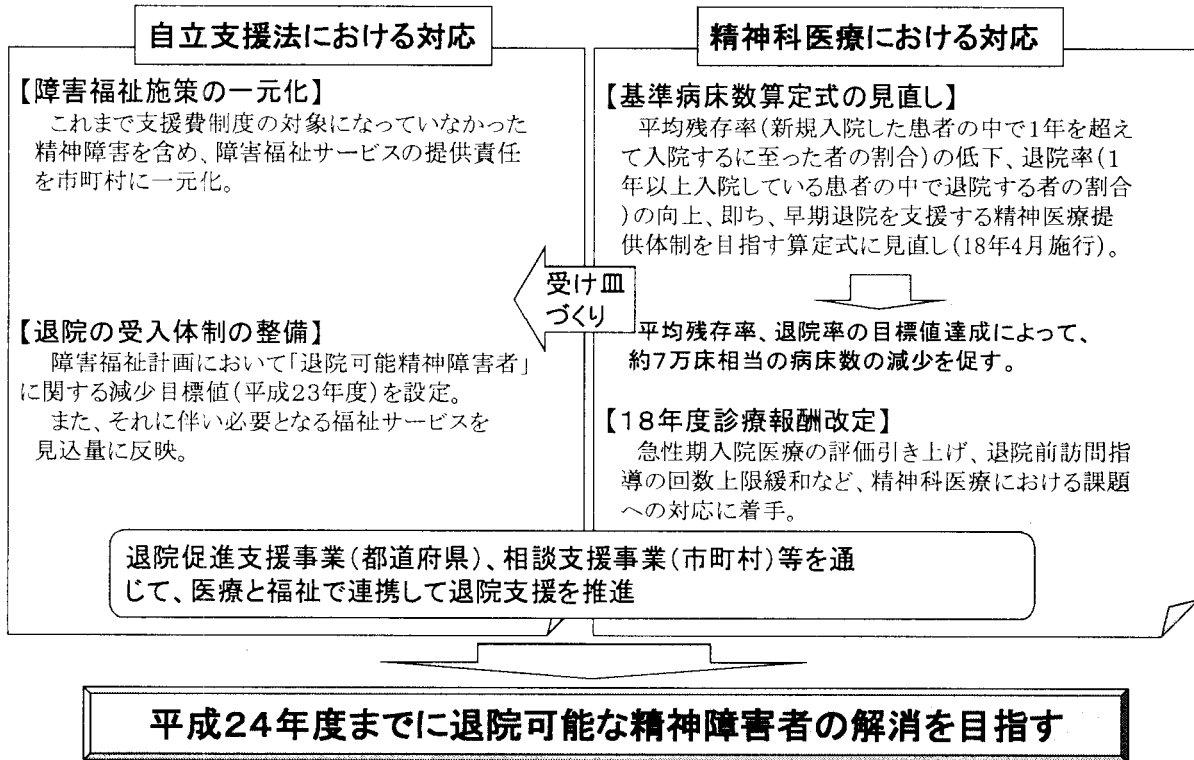
精神病床における患者の動態



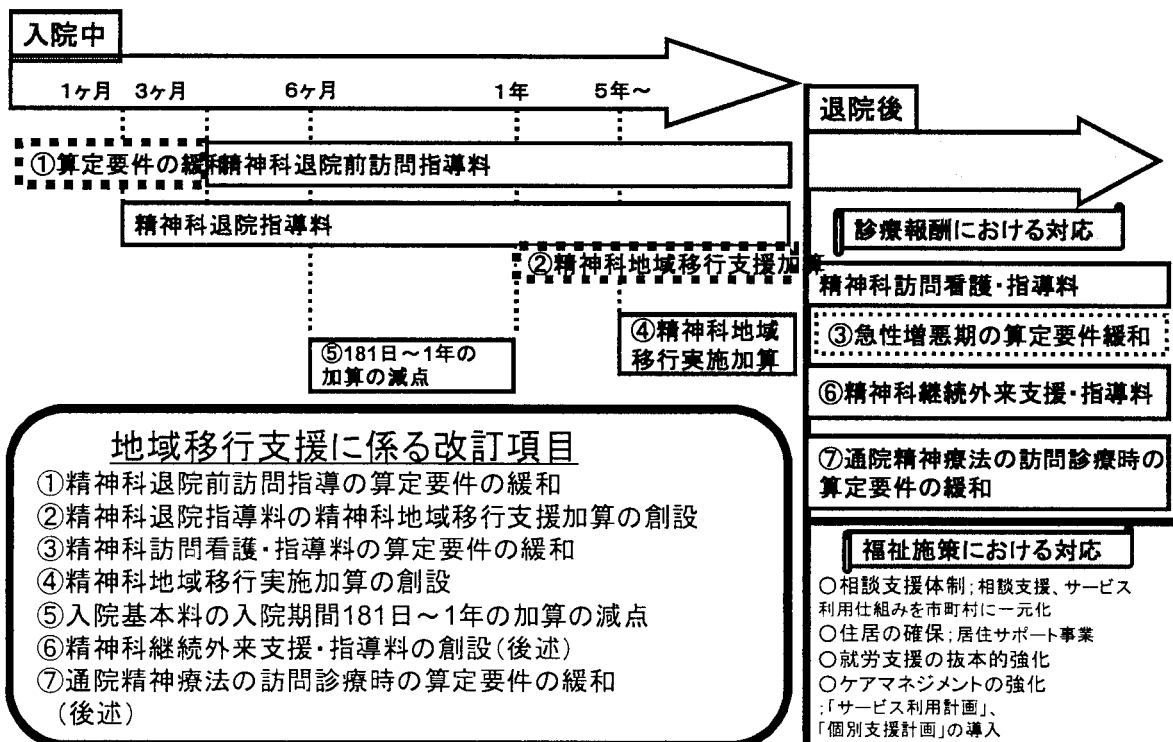
受入条件が整えば退院可能な精神障害者数(入院期間別)



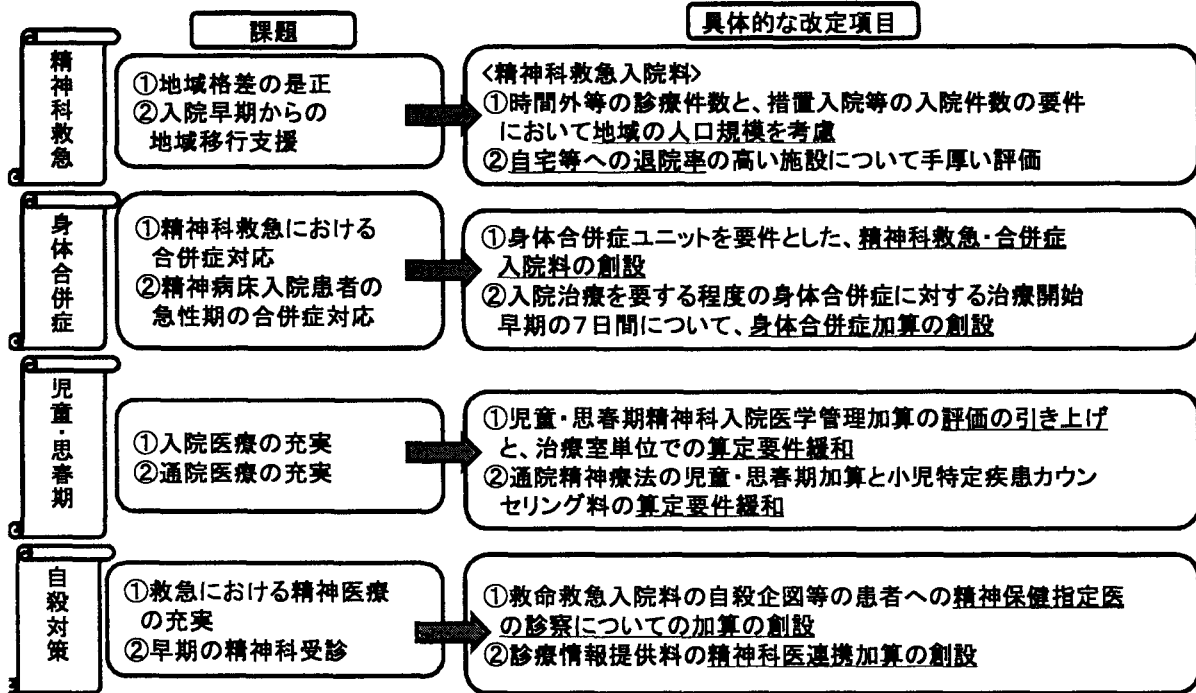
退院可能精神障害者の解消に向けた主な対応



診療報酬について(地域移行を支援する取組に係る評価)

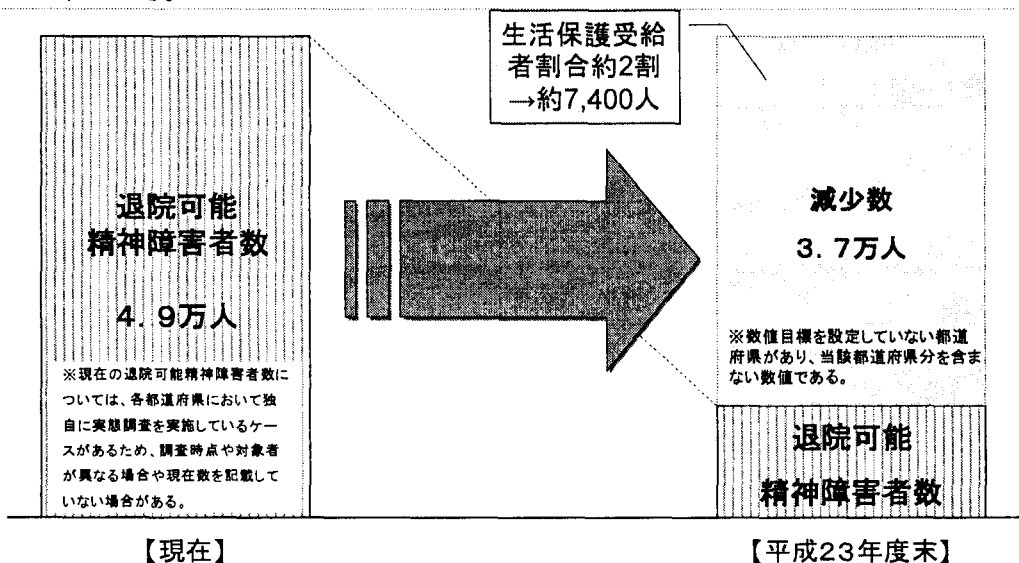


診療報酬について (地域移行を支援する取組に係る評価以外)



【数値目標】入院中の退院可能精神障害者の減少目標値

○退院可能精神障害者については、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者(以下、退院可能精神障害者。)4.9万人のうち、平成23年度末までに3.7万人を退院させることが見込まれている。



精神障害者地域移行支援特別対策事業の創設

(背景)

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行に向けた支援については、障害者自立支援法に基づく精神障害者退院促進支援事業等において一定の対応がなされてきたところ。

- ・平成15年から平成17年まで モデル事業(26都道府県、4指定都市)
- ・平成18年4月～ 精神障害者退院促進支援事業(10月から地域生活支援事業として実施)

障害福祉計画における、平成23年度末までの受入条件が整えば退院可能な精神障害者の減少目標値の達成のため、着実な推進が必要

精神障害者地域移行支援特別対策事業のポイント

課題

障害福祉計画の平成23年度末までの目標達成

医療施設における取組と、地域における保健福祉施策として精神障害者の生活を支援するための取組との連携が不十分

精神障害者への個別支援が中心で、医療と地域生活支援策との連携体制を整備するための位置付けがない

全都道府県における取組が進んでいない

変更点

・平成24年度までを集中的取組期間として、「精神障害者退院促進支援事業」を見直し

・退院促進支援事業の「自立支援員」を「**地域移行推進員**」とし、指定相談支援事業者等に配置し、**退院・退所及び地域定着**に向けた支援の実施

・新たに、精神障害者の退院促進・地域定着に必要な**体制整備の総合調整**を行う「**地域体制整備コーディネーター**」の配置

・全都道府県・全圏域における実施

障害福祉計画に基づく退院可能精神障害者の地域移行をめざすものとして、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を平成20年度予算に約17億円計上した。